



し上げます。

地域再生は、地域の知恵を生かした自主的、自立的な取組を国が支援することにより、我が国の活力の源泉である地域の力を再生しようとするものであります。これまで、千五百八十八件の地域再生計画が認定され、全国各地で創意工夫にふれる様々な取組が行われてきました。さらに、地域再生法が施行されてから七年目を迎えることから、同法附則第二項を踏まえ、所要の検討を行つてまいりました。

今般、この検討結果に基づき、少子高齢化、人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、地方公共団体の取組に対する施策を重点的に実施すべき政策課題を特定政策課題として政令で定めることとともに、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を創設し、当該特定地域再生事業に対する特別の措置を定めるほか、地域再生推進法人の指定等について定めることを通じ、地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生を更に推進するため、この法律案を提出する次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、定期的に、地域再生の推進のために政府が講すべき新たな措置に関する提案を募集することを法律に位置付けることとしております。

第二に、政府は、地域再生方針に、地域における少子高齢化に対応した良好な居住環境の形成その他の方公共団体が地域再生を図るために特に重要な取り組むことが必要な特定政策課題に関する基本的な事項を定めることとしております。

第三に、地方公共団体は、地域における特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業に関する事項を地域再生計画に記載し、内閣総理大臣の認定を受けることができるとしております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載された特定地域再生事業に対する特別の措置の整備等に係る提案を募集することとしております。

第五に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画の認定を申請する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を延長するとともに、これまでの提案募集を踏まえ、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加することを通じ、経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図るため、この法律案を提出する次第であります。

第六に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域計画の認定を申請する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を延長することとしております。

の措置を定めております。

第五に、地方公共団体の長は、當利を目的とする法人であつて、地域再生の推進のために必要な業務を適正かつ確実に行うことができるものを

地域再生推進法人として指定することができる」としております。

第六に、政府はこの法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の地域再生法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

第七に、構造改革特別区域法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

構造改革特別区域は、地方や民間が自発的に構想を立案し、それぞれの地域の特性に応じた規制の特例を導入することにより、構造改革を更に加速させるための突破口となるものであり、同時に、地域の活性化の手段となるものです。これまで千百七十一件の構造改革特別区域計画が認定を受けて、それらの地域の特性に応じた事業が実施されてきました。

構造改革特別区域推進本部においては、全国からの提案募集を行い、規制の特例措置を決定してまいりました。さらに、平成十九年に構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行されてから五年目を迎えることから、同法附則第二項を踏まえ、所要の検討を行つてまいりました。

今般、この検討結果に基づき、新たな規制の特例措置の整備等に係る提案を募集する期限及び構造改革特別区域計画の認定を申請する期限を延長するとともに、これまでの提案募集を踏まえ、構造改革特別区域に係る法律の特例に関する措置を追加することを通じ、経済社会の構造改革を推進する」としておりました。

これより両案について質疑に入ります。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

今般の地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案に関しましては、全国的な規制緩和が勝ち組と負け組を明確にして弱者に退出を迫るような、そういう手法であるという批判もこれまでありました。そのような中で、地域の特性をしっかりと生かしながら規制の緩和のトライアルを行うという意味では、総論としてももちろん賛成でございます。また、今回の改正において、例えば水力発電等を始めとするいわゆるグリーンイノベーション、エコロジー、そういった分野にも配慮が及んでいることからも、使い勝手のいいものとなることを期待する意味でも賛成でございます。

その一方で、このような改正が加えられる上に、今は、現状で本当に厳しい地域の社会、経済、こういったところに鑑みて有効性の高いものにならなければならぬと感じておりますのとからも、その観点から質問をさせていただこうと思つております。

第四に、内閣総理大臣の認定を受けた構造改革特別区域においては、政令又は主務省令により規定された地方公共団体の事務に関する規制の条例委任の特例を適用することとしております。

第五に、政府は、この法律の施行後五年以内に、この法律による改正後の構造改革特別区域法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしております。

以上が、地域再生法の一部を改正する法律案及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

以上です。

○委員長(芝博一君) 以上で両案の趣旨説明の聴取は終わりました。

これより両案について質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大野元裕君 民主党・新緑風会の大野元裕でございます。

このようないわゆる負のスパイラルが存在をしておりません。例えば、その一方で、その住宅地と駅を結ぶ交通が削減される、さらには、当時はにぎやかであった近隣の商店街、スーパー、マーケット、こういったものが閉鎖されたり縮小されてしまう、そういう問題が出ており、更にそれが寂れてしまつた郊外型の住宅団地を寂れさせてしまう、といういわゆる負のスパイラルが存在をしております。

このような改正是お取組ではありますが、少子高齢化に歯止めを掛ける、さらには良好な居住環境を形成する、住宅団地を活性化させる、こういった目的的ためには、改めて効果的な町づくりの発想というのも併せて考えていかなければなりません。私は考えています。例えば、郊外型のスーパー、マーケットの規制だとか、あるいはドーナツ化している駅前商店街、こういったものの活性化等の措置も広く考えていくべきではないかと思いますが、そういうことへの御所見というものがあればまずお聞かせいただきたいと思います。

○国務大臣(川端達夫君) いわゆる高度成長期に開発された郊外型の住宅団地というのは、一定の

時期に集中的に建設、入居が行われました。当然ながら、高齢化の進行、空き家の増加、生活利便サービスの低下など、全国各地で委員御指摘のような共通する課題が発生しております。その解決に当たっては、御指摘のとおり、町づくりの視点も含めて、福祉、子育て、住まいなど様々な行政分野にまたがる横断的な取組が必要であるとうふうに思っています。

御指摘のとおり、郊外型スーパー・マーケットの規制あるいは駅前商店街の活性化等を組み合わせていくことは大変大事なことであります。有効であると思っておりまして、これらについては、平成十八年の都市計画法、中心市街地活性化法の改正により必要な措置が講じられているところでございます。

さらに、今回、特定地域再生制度を創設することによりまして、こうした郊外型住宅団地の再生を始め少子高齢化、人口減少への対応など全国の地域に共通する政策課題について国が特定政策課題として設定いたしまして、その課題解決に取り組む地域を総合的かつ重点的に支援していくことをとどめておるところでございまして、地域において郊外型住宅団地の再生に町づくりの視点から総合的に取り組まれる場合には、特定地域再生制度を活用して、国としても総合的かつ重点的に支援をしてまいりたいと思いますし、それぞれの地域によっていろいろなアイデアを出して今も取り組んでおられるところもたくさんあるというふうに伺っております。

○大野元裕君 大臣、ありがとうございます。

少子高齢化あるいは地域の活性化、これは日本が抱える本当に大きな問題であると思います。是非とも政府のしっかりととしたお取組をお願いをさせていただきたいと思つております。

さて、構造改革特区法改正案の方でございますが、一定の期間をこの特区制度については経た後に内閣府で評価を下すというシステムになつていて理解をしております。今回、これらの数多くの申請に関して一括し

て期限を延長する、こういうものであろうというふうに理解をしておりますが、過去において、その際にその効果が薄かつたり、あるいは募集が少ない、こういった特区についてももう一度見直す、そういった考え方必要ではないかと思いまして、御所見を賜りたいと思います。

○國務大臣(川端達夫君) 御指摘のとおり、この構造改革特区の規制の特例については、その後、活用状況あるいは効果、問題点をフォローアップしていくことは極めて大事なことだというふうに思つております。

このため、従来から、規制の特例についてはスタートしてから約一年後を目途に評価を行つております。

また、例えば障害児施設における調理業務の外部委託事業等々でございます。それからまた、地

域性が強くて、全国的な規模の突破口というよりむしろ地域の活性化としての意義が大きければ特区として存続。これはいわゆる俗に言われるどぶろく特区とかいうのはその地域の特産物を利

用するということが、この二つが、全国展開するべき、今委員御指摘の農業生産法人以外の法人、いわゆる株式会社等への農地等の貸付けに係る規制の創設時というのは平成十五年ですが、このと

き、今委員御指摘の農業生産法人以外の法人、いわゆる株式会社等への農地等の貸付けに係る規制の特例が措置をされました。この特例措置は、特

例の認定を受けられ、当時、農地を持つことが認められないなかつた株式会社等の農業生産法人以

外の法人が農地を借り入れができるようになるとい

うことでの農業経営が可能となるということでありましたが、実際の特区計画の認定に当たつては、

一つは、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農地等が相当程度存在する区域に限定をされるこ

と、それから、株式会社等が地方公共団体から農地を借り入れるに当たつては協定を締結すること等の要件がございました。

この特区計画の認定状況は、平成十五年に認定が始まつてから十七年まで七十一件が認定されており、毎回、全ての認定計画の一〇%強を占めてまいりました。この特例措置は、平成十七年九月にその実績を踏まえて全国展開されました。さら

であります。

今後とも、地方公共団体のニーズあるいは効果を踏まえて、規制の特例措置の検証はしっかりと行つてまいりたいというふうに思つております。

○大野元裕君 ただいまお話をございましたとおり、全国展開、あるいは拡充、是正、廃止、こういった措置があるというふうに教えていただきました。

そのような中でも、全国的な制限、規制、こういったものが妨げになつているものもあるというふうに、この制度が導入された当初、批判がありました。一例を申し上げれば、例えば農業分野においては、特区で認められる地域の厳しい制限ですとか、地方公共団体との協定の締結義務があつて、これ実は有効ではないということが当初、導入当初言われておりました。

そういうものはいかに改善をされてきているのかと、いうことを確認をさせてください。

○國務大臣(川端達夫君) この構造改革特区制度の創設時というのは平成十五年ですが、このとき、今委員御指摘の農業生産法人以外の法人、いわゆる株式会社等への農地等の貸付けに係る規制の特例が措置をされました。この特例措置は、特

例の認定を受けられ、当時、農地を持つことが認められないなかつた株式会社等の農業生産法人以

外の法人が農地を借り入れができるようになるとい

うことでの農業経営が可能となるということでありましたが、実際の特区計画の認定に当たつては、

一つは、耕作放棄地や耕作放棄地になりそうな農

地等が相当程度存在する区域に限定をされるこ

と、それから、株式会社等が地方公共団体から農

地を借り入れるに当たつては協定を締結すること等の要件がございました。

この特区計画の認定状況は、平成十五年に認定

が始まつてから十七年まで七十一件が認定されており、毎回、全ての認定計画の一〇%強を占めてまいりました。この特例措置は、平成十七年九月にその実績を踏まえて全国展開されました。さら

に、二十一年の法改正で参入区域の制限、あるい

は協定の締結義務も不要にいたしました。現在では、全国どこでも株式会社が農地を借り入れることが可能となつております。

現在、農業関連の特区としては、二十三年度に措置した地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施等、五項目の特例を措置しているところでございますけれども、計画認定数は減少しております。

○委員長(芝博一君) 次に、岡田広君。

○岡田広君 自由民主党の岡田広でございます。

質問に入る前に申し上げたいと思います。

本日一時から衆議院の本会議が開かれまして、終わります。

○大野元裕君 それでは、政府に実効性のある制

度の確立をお願いを申し上げまして、私の質問を

やつてまいりたいと思つております。

は協定の締結義務も不要にいたしました。現在では、全国どこでも株式会社が農地を借り入れることが可能となつております。

現在、農業関連の特区としては、二十三年度に措置した地方競馬における七重勝単勝式勝馬投票法の実施等、五項目の特例を措置しているところです。

で切れているわけであります。構造改革特区は十四年度にスタートし、株式会社特区、今大臣が大野委員の質問にお答えになられたような株式会社特区、どぶろく特区などがあるわけですけれども、特にこのどぶろく特区は、酒税法第七条を対象にした提案に対する財務省側の回答は対応不可というものであります。

平成十四年十二月十日の参議院の内閣委員会、私はまだ国会へ出てきておりませんでしたけれども、この委員会で、小泉総理がこの委員会に出席をしてこのどぶろく特区に対して興味を示した、認めるような見解を示したということで自民党と財務省の間で調整が行われ、このどぶろく特区が決定をしたということも伺っております。これはまさに政治主導ではなかつたかと思いますが、この質問に立つたのが民主党の理事をしていらっしゃる岡崎トミ子先生であります。これは参考までに。

この二法案、今年の二月三日に国会に提出をされました。衆議院では七月の三十一日可決、そして今日ようやく参議院で質疑がされることになります。これ遅れたということはやっぱり政府・与党的国会運営の至らなさそのものではないかと、私はそう思うわけであります。これはしつかりと反省をしていただきたいと思っております。

五ヵ月間切れていたわけでありますけれども、その間に地方自治体からも相談、問合せ等はあつたんだろうと思いますけれども、この点について、混乱や支障その他について、問合せ等についてどういう状況だったのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○国務大臣(川端達夫君) 現行の構造改革特区法は御指摘のように二十四年三月三十一日が提案募集及び計画認定申請の期限でございましたので、現時点においては提案及び計画認定申請が受け付けられない状況になつております。このため、四ヶ月以降にこれまでに新たな提案に関してメールあるいは電話等での相談が十二件ございました。あ

るいは特区計画の認定申請に係る事前の相談も七件ございました。特に、特区計画については、社特区、今大臣が大野委員の質問にお答えになられたような株式会社特区、どぶろく特区などがあるわけですけれども、特にこのどぶろく特区は、もございますことから、地域の活性化を図るためにも改正法の早期成立をお願いをしてきて、結果的にこういう事態になつたことは我々にも反省すべきことはあるだろう、ということは御指摘のとおりだと思いますけれども、今現状はそういうことになりますので、一日も早く成立させていただきたいというのが現状でござります。

○岡田広君 今相談件数あるいは事前相談の件数等の答弁がありましたが、やっぱりこの五ヵ月という期間は私大変、時は金なりという言葉があるように、大変やっぱり大事な時間だと思います。この法案が成立しましたら、更に事前相談をされている地方自治体の御要望等、速やかな対応をお願いをしたいと思います。

こういう状況にしているから日切れ法案を切らして、そして五ヵ月後にやる、こういうことはないかと、私はそう思っています。やつぱり政府・与党的国会運営の至らなさそのものではありません。この法案が成立しましたら、更に事前相談をされることが多いと、私はそう思っていますが、ここはしつかりと反省をしていただきたいと思つております。

○国務大臣(川端達夫君) まさに大臣答弁があつたように、地域の裁量を引き出していく、高めていくとということはとても必要なものでありますから、やっぱり国は何やつているんだと言われない国会、政治運営を是非お願いをしたいと思います。

また、これ特区をやるについてもいろんな考え方があるんだろうと思います。私はよく仕事の「かきくけ」という言葉を市長時代から使つてきました。いろんな考え方が出できます。考えるところから始まつて、そうしたら基本に忠実に、工夫をして計画して行動する、どれも大事ですが、やっぱりその工夫が大事な時代、これが創意工夫、アイデアだと。

二十一世紀は知的所有権の時代だと言われています。知的所有権というのは、分かりやすく言えば、これから時代は新しい発想やアイデアで勝負をする時代だと。地域の発想やアイデアを引き出す。この発想やアイデアというのは私は感動や感激から生まれてくると、そういうふうに思つていますから、是非この工夫を引き出すような努力を更にお願いをしたいと思います。

この地域再生制度は自由度の高い制度ということで、しかし今回の改正法案に今度盛り込まれてますから、この発想やアイデアというのをより多くの特定地域再生制度、これはどのような位置付けになるのか、これをお尋ねをしたいと思いま

○国務大臣(川端達夫君) 委員御指摘のとおり、地元再生制度の根幹は地域、まさに工夫、アイデアを凝らして地域独特、独自のものをいろいろ考えていただくという中でそれをしっかりとサポートしていくという趣旨でございますが、これをお尋ねをしたいと思いま

す。

○国務大臣(川端達夫君) 基本的には全く御指摘のとおりであります。地域の自主的・自立的な取組に対しても支援措置を講ずるものでございま

くという自由度の高い制度であるというふうに伺つていますが、そのような理解でいいんでしょ

うか。イエスかノーかでお答えください。

○国務大臣(川端達夫君) 基本的には全く御指摘のとおりであります。地域の自主的・自立的な取組に対しても支援措置を講ずるものでございま

す。

○国務大臣(川端達夫君) まさに大臣答弁があつたように、地域がその地域の一番実情に合わせて創意工夫を凝らして、こういうことをやりたいということを御提言いただいて実施していただく。

○国務大臣(川端達夫君) まさに大臣答弁があつたように、地域の裁量を引き出していく、高めていくとということはとても必要なものでありますから、やっぱり国は何やつしているんだと言われない国会、政治運営を是非お願いをしたいと思います。

また、これ特区をやるについてもいろんな考え方があるんだろうと思います。私はよく仕事の「かきくけ」という言葉を市長時代から使つてきました。いろんな考え方が出できます。考えるところから始まつて、そうしたら基本に忠実に、工夫をして計画して行動する、どれも大事ですが、やっぱりその工夫が大事な時代、これが創意工夫、アイデアだと。

二十一世紀は知的所有権の時代だと言われています。知的所有権というのは、分かりやすく言えば、これから時代は新しい発想やアイデアで勝負をする時代だと。地域の発想やアイデアを引き出す。この発想やアイデアというのは私は感動や感激から生まれてくると、そういうふうに思つて

いますから、是非この工夫を引き出すような努力を更にお願いをしたいと思います。

この地域再生制度は自由度の高い制度ということで、しかし今回の改正法案に今度盛り込まれてますから、この発想やアイデアというのをより多くの特定地域再生制度、これはどのような位置付けになるのか、これをお尋ねをしたいと思いま

す。

○国務大臣(川端達夫君) 委員御指摘のとおり、地元再生制度の根幹は地域、まさに工夫、アイデアを凝らして地域独特、独自のものをいろいろ考えていただくという中でそれをしっかりとサポートしていくという趣旨でございます。

○国務大臣(川端達夫君) 支援制度が広がっていくことの大変これはいいことだろうと思うんですねが、この法案の説明資料のイメージを見せてもらいまし

た。歩いて暮らせる町づくり、これも重要なことであり、高齢化社会に対応した町づくりということで、高齢者、先ほど大野委員の質問に郊外型の住宅団地というお話をありましたけれども、やっぱり高齢者が歩いて暮らせる町づくりというの

は、町中居住回帰ということとも、これもとても大切なことであろうと思っています。

私は、この中で生きがい就労事業ということも書かれていますけれども、高齢者の皆さん方に町づくりというはとても重要ですけれども、それとともに、私は大切なのは、高齢者が生きがいを持つて住める地域をつくるということはとても大切なんだろうと、そういうふうに思っています。

よく衣食足りて礼節を知るという言葉があります。私はよく新医職充という言葉を使っています。最初の医師は、医療、医学、健康ということです。そして、職は職業の職。人生八十年時代、もう六十の手習いから八十の手習いの時代。やっぱり生涯学べる、生涯働ける環境をつくる、シルバーパートナーもまさにそのとおりだろうと思うんですが、やっぱり健康で働く場所があつたときに初めて充実した生活ができる、新医職充という、こういうことも少し頭の中に入れていただきまして、この政策を進めていただきたいというふうに思っているところであります。

私が、まちづくり交付金というのは、これ国土交通省、今日は呼んでいませんけれども、国交省で平成十六年でしたか、つくった政策メニューでありますけれども、これはまちづくり交付金は町づくり分野でありますけれども、大変いい勝手の良い交付金であったと私は考えています。

私も市長時代に、これは全国の自治体が悩み持っているんだろうと思いますが、塩漬けの土地、土地を先買いで、しかしそこをどう使うかはなかなか財源的に難しくて土地がそのまま、そういう間に土地が下落をする、簿価と時価の開きがあるということでなかなかこれを整理するのが大変でしたけれども、まちづくり交付金の提案事業として、これは私が市長を辞めた後国会へ出ましてから国交省、そして総務省、財務省にもお願いをしてこのまちづくり交付金という制度をつ

くつてもらった経過もあるんですけれども、この制度を利用して土地を開発公社から市が買つて、そしてこれを多世代交流、子育て支援センターと町の中にある土地です、町中の活性化にも資しているという、大変今たくさんの親御さんに使われているということで、こういういき事業を、今は社会資本整備総合事業ということで名称は変わりましたけれども、やっぱりこれは地元の裁量を引き出す、こういう使い勝手のいいお金をどんどんやっていく。

そこで、一括交付金化ということになるわけですが、それでも、この地域自主戦略交付金という制度ができました。これは平成二十三年度に制度が創設されて、当初は都道府県に対して五千百二十億円が交付されて、二十四年度、今年度は政令指定都市にも制度が導入されて六千七百五十四億円、総額では八千三百二十九億、沖縄等も入れますと交付されているわけですから、これ地方分権を進める観点からこの地域自主戦略交付金については拡充すべきであると私は考へているんですよ。

なかなか市町村段階に下ろすと反対のところもあるというような、そんな話も聞きますけれども、川端大臣はこの政令指定都市まで下りてきました地域自主戦略交付金についてどういう考え方を持っているのか、まず中核市あるいは特例市に対して拡充をするという考え方があるのかどうか、金の規模はどういう状況になつているのか、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

○國務大臣(川端達夫君) 二十三年度にスタートしまして、二十四年度は從来の九事業から対象事業を十八事業に拡大する、そして政令指定都市についてお聞かせをいただきたいと思います。

私は、まちづくり交付金という制度を有効に活用して地域が元気を出していただきたいということをやっていますので、やっぱり普及と周知が非常に重要なことだと思います。地域再生制度、構造改革特区制度の認定においては、全国の市町村にもよく理解をしていただこう的な行動をしていただきたいことを要望をしたいと思います。

この地域再生制度、構造改革特区制度についてですけれども、地域再生制度というのは数字でいうと千五百八十八件、構造改革特区は千百七十一件認定を受けています。その一方で、全国で今千七百十九市町村ということだそうですが、九百五十二の自治体がこの制度を一回も使っていない。特区実施済みの地方公共団体の九三%以上が制度の存続を強く要望している、未実施団体では五八%が今後特区を利用する可能性があるとのアンケート結果はあるわけですから、これやりたい意向があつてもノウハウがなかなかない等の理由もあるんだろうと思いますけれども、いかに自治体がこの必要でやりたいものを提案でき

については、年度間の変動あるいは地域間の偏在

が大きいといった課題があるという御懸念も示されています。

まだ一度もこれを利用していない、活用していませんが、それでも、これから、自由度拡大に寄与しない義務的な国庫補助金は対象外とすべきであろう

という御意見、この大きな三つぐらいを言われております。

我々としては、中核市、特例市については、政令市と違いまして国道、県道の管理権限等がないことと、それから投資的な事業の範囲、規模が限られた定められているなどの違いもありますので、現時点

で地域自主戦略交付金を導入した場合の規模について示せる段階ではございませんが、地方の御意見、地域主権戦略会議の議論を踏まえながら必要な作業を行っていきたいと思いまして、基本的により使い勝手が良く、よりたくさん使えるよう

にという基本方針であります。地方に関しては中核市も含めて様々な御議論の中で、団体全体と中寧に慎重にやるようという御意見を今まで丁寧に意見交換をさせていただいているところでございます。

○岡田広君 是非これはそれぞれ、今答弁ありますように、様々な市町村の考え方はあるんだろ

うと思いますが、是非大臣のリーダーシップで中

核市、特例市あるいは全国の市町村にもよく理解

をしていただきような行動をしていただきたいこ

とを要望をしたいと思います。

この地域再生制度、構造改革特区制度の認定に

ついてですけれども、地域再生制度というのは数

字でいうと千五百八十八件、構造改革特区は千百

七十一件認定を受けています。その一方で、全国

で今千七百十九市町村といううことだそうですが、

九百五十二の自治体がこの制度を一回も使ってい

ない。特区実施済みの地方公共団体の九三%以上

が制度の存続を強く要望している、未実施団体

では五八%が今後特区を利用する可能性があるとの

アンケート結果はあるわけですから、これ

やりたい意向があつてもノウハウがなかなかない

等の理由もあるんだろうと思いますけれども、い

かに自治体がこの必要でやりたいものを提案でき

るようにしてあげられるかということは必要だろ

うと、そういうふうに思っているんです。

まだ一度もこれを利用していない、活用して

いない市町村に対して今後どのように働きかけを

していくのか、お考えをお聞かせいただきたいと

思います。今回の改正でこれは五年間延長になる

ということになります。この現状についての御見解も併せて伺いたいと思います。

ただいたのはそのとおりであります。当初から

見たら最近は事例数が減つてきているということ

と、それからいまだに一度もやつていないという

市町村が九百五十二団体ある。しかし、そこをお尋ねすると、六割ぐらいは使えるものなら使いたいとは思つていて、そこにギャップがある

ことは事実であります。

そういう意味で、せつかくの制度を有効に活用

して地域が元気を出していただきたいということ

でありますので、やっぱり普及と周知が非常に重

要であるということになりますので、地域活性化

の統合事務局では、更なる普及、周知を図るために、一般的の部分でいえば、ホームページ、あるい

るはメールマガ配信、ブロックということはやつてい

るんですが、ブロック担当、都道府県担当とい

うんですが、担当職員を決めまして、全国での地方相談会の実

施等の推進を今図っております。

今般、地域再生法の一部の改正において、特に

少子高齢化、人口減少への対応など、全国の地域

に共通する重要な政策課題を特定政策課題として

位置付けて、その解決に資する取組を支援する等

を盛り込んだところでありますので、これは全国

共通でみんなが抱えている悩みでありますので、

この関連する規制についても特例措置の実現に取

り組むこととしておりますので、このテーマのみ

ならず、その時々に応じた部分に関しての提案募

集で、やりたいと思っているテーマがしつかりと

合はるかにどいこどとの募集は随時行なでましりたいと思います。

そういう意味で、より身近にこの制度を感じて

いただき、そしていろんなサポート、相談員も含めたサポートによって先例も含めてお手伝いできる形にもしながら、周知徹底とお手伝いをすること

いたしまして、規制の特例措置、税制、財政金融上の支援措置を総合的に講ずるものであります。

これに対し、構造改革特区制度と地域再生制度は、計画の認定を受ければ、どの地方公共団体においても活用可能な制度でございます。

また、構造改革特区制度は、経済社会の構造改革を進め、地域の活性化を図ることを目的として、主として規制の見直し特別措置法を実施する

○岡田広君 普及と周知が大事という答弁ありました。都道府県単位にも相談員というんですで、か、指導員を配置をしているということになりますから、今最後に、必要があれば市町村長にもう一つお話をがありました。

す。

総合特区というのは大変重要な制度であると理解をしていますけれども、昨年の十二

相談員、指導員が配置をされているということになると、相談員、指導員が配置をされておきたいと思いまして、あるならば、やっぱり県を通して各市町村の業務ベースのヒアリングがこれはやられているなんだと思うと、必ず定例の総会等をやるわけですから、そういう席にやはりその専門の担当者が出席して説明をしてもらつて、特に市町村長のトップセミナーをやつぱりやつて、これをもう少し、やりたがいのある自治体、トップから丁寧にそこを指導して利用促進を促していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。

昨年、総合特別区域法が成立をいたしました。総合特区制度、地域再生制度、構造改革特区制度の役割分担はどのようになされているのか、お尋ねをいたします。

月だったと思いますが、この指定がありました。私の茨城県でも、茨城県つくば国際戦略総合特区が認定を受けました。これは、我が国の国際競争力の強化を図るということを目的として、経済成長のエンジンとなる産業、機能の集積拠点の形成を図るためにということで、つくば市を含む七か所が指定になつたということで伺っております。

このつくば国際戦略総合特区を始め、指定された特区については、規制、制度の特例のほか、税制、財政及び金融を含めた総合的な支援を行なうということになつています。

税制については法人税始めいろいろあります  
が、これは長くなるからお話をしませんけれども、この財政上の支援措置については、各省の予算が不足する場合等のために総合特区推進調整費というのが措置されているようです。平成二十三年度は百五十一億円、今年度は百三十八億円の予算が計上されているというふうに伺っておりますけれども、これで真にこの拠点形成に資する事業について支援を図ることになつてゐるということになりますけれども。

この七つの特区の中でも、つくばというのは特

○國務大臣(川端達夫君) 国際競争力の強化に寄与することが期待され、当然ながら経済にも大変大きな効果をもたらすということを期待される国際戦略総合特区として七か所選定をさせていただきました。それぞれ特徴を生かして、非常にユニークに、そして熱心な提案をいただきました。

つくばにおける科学技術の集積を活用したライフケイノベーション及びグリーンノーベーションの推進ということであります。つくばを変える新しい産学官連携システムの構築、次世代がん治療BNCTの開発実用化、生活支援ロボットの実用化、藻類バイオマスエネルギーの実用化、TIA-nano、世界的ナノ拠点の形成を目指すと、いうことが基本的な構想とされております。こうしたことでも、つくばの科学技術の集積から新事業、新産業が絶え間なく生まれていく新しいシステムを確立することを目指しておられるということで、スピード感を持つて我が国の経済の再

転用許可については現行法令で実現可能との見解するものについては現行法令で実現可能との見解を得るなどの成果を上げております。

地域からの提案を実現するため、国と地方の協議を行うとともに、財政支援が非常に大事でありますことは御指摘のとおりでありますので、今後もそうであります。トータルの予算の財源確保に向けてしっかりと取り組んで全面的な支援を図つてまいりたいと思っております。

○岡田広君 予算、財政支援、昨年度百五十一億、今年は百三十八億、これは補正で増えるのかもしれませんけれども、百五十一億の中でつくば関連で来ているのは多分十億に満たないんだろうと思います。こういう予算の中で果たして大丈夫なんだろうかと、そう思うんですけれども、つくばは、ちょうど先週の金曜日に市制施行二十五周年の記念式典があつて、私も出席をしてまいりましたけれども、二十五年前は十一万の人口だつたんです。これ、二十五年の間に二十一万七千と十万人以上増えているんです。しかも、つくばエクスプレス、御承知のように、つくば—秋葉原四十時間で結ぶ路線が開通をしました。これ、

に科学技術が集積している。そしてJAXAもありますけれども、このつくば国際戦略総合特区については、取組については、ライフイノベーションとかグリーンイノベーション分野で我が国の成長、経済の発展に貢献することが大いに期待をされているというふうに思うわけありますけれども、このつくば国際戦略総合特区の取組の現状、そして国はやっぱりどうしても財政支援をしっかりと厚くしなければいけないと思うんです。

特に、ここは産学官の連携ということで、筑波大学の医学部もあります。がんの研究もやっています。特に、なかなか大学の交付金は、川端大臣、文科大臣のときにお分かりのように年々減らされています。こういうところをしっかりとパワーをしていただきたいというふうに考えているんですけど、この寺内としての機能を十分果

生に貢献する我が国の全体の国際競争力の強化につながる、当然ながら成果は人類全体にいろんな恩恵を与えるということで期待をされていようとあります。

この部分に関して、税制、財政、金融上の支援で地域の実情に応じて総合的に支援するということで同時に、国と地方の協議の会を通じて共同プロジェクトとして推進するものであります。つくばにおいては平成二十四年三月及び平成二十四年七月に総合特区計画を認定いたしました。この総合特区計画に基づいて、機械、建物等を取得し、場合に特別償却又は投資税額控除ができる税制上の特例措置、総合特区推進調整費を活用した財政支援措置、事業者の金利負担の軽減を図る利子補給金の支給による支援を実施することいたしました。また、国と地方の協議により、例えば藻

七年前、一日乗降客十七万、今は三十万です。しかも、この秋葉原から東京延伸は、一日乗降客二十七万というのがまず最低限の条件なんです。これはクリアしたんです。今三十万の方々がつくばエクスプレスを利用しているということで、茨城県でも一番本当に発展をしている。

まさに、高齢の方も町中居住で安心して歩ける町づくりをしているという、こういうことも考え、そしてまた、今これから財政支援の中で大事な柱の一つだらうとなのは、交流というのは大事な柱の一つかうと思っているんです。観光、大変大事です。つくばには宇宙があり、バイオがあつて、今お話ししたようにボットの支援もやっています。生活支援ロボットの実用化、がん治療の開発実用化もやつていましけれども、様々な研究が集積をしている。そしてまた、関東の名峰筑波山もあつて、この

筑波山のすぐ隣の町が石岡市というのですが、ここに今トンネルを掘っています。つくばと石岡を結ぶトンネル、間もなく十一月に完成をします。この石岡市というのは果樹観光の地域です。梨でも桃、ブドウ、リンゴ、全てできる、リンゴの南限、ミカンの北限と、何でもできる地域でありますから。まさに宇宙、そして、隣の桜川市という

ところには真壁といふところが日本一文化史跡の多い町ということで、ここの大域観光ができるという、こういうことも大変大事であり、是非この財政支援を更にお願いをしたいと思います。いずれにしても、総合特区、地域再生、構造改革特区制度には様々な支援措置が用意されているわけでありますけれども、これを使いこなすためには、当然地域の人材育成が大変重要だと考えます。この地域の人材育成についての大臣のお考えを最後に聞いて、質問を終わりたいと思いま

○國務大臣(川端達夫君) 先ほどのお話にもつながることであります。様々な支援措置を使いこなしていくことでは、地域のリーダーの育成は極めて重要でございます。地域活性化統合事業す。

務局は、活性化に向けた取組を行う地域に対して、いわゆる地域おこしのスペシャリスト、我々は地域活性化伝道師というふうに名付けているのですが、これを派遣いたしまして、取組の実行ランの企画、実施体制の構築等の指導、地域リーダーの育成の後押しをしてきたところでござります。また、地域再生制度、構造改革特区制度等の制度を使いこなし、地域と国との間の情報の橋渡し役となるものとして、各都道府県職員から三々程度、地域振興アドバイザー職員として選任して、地域の人材育成強化に取り組んでまいりました。

いと。それは、民主党がいわゆる選挙制度改革案、民主党案を强行採決をしたということでござります。最後に二点あります。

いわゆる選挙制度については各会派の意見をしつかり踏まえて議を尽くすと。選挙制度担当のもござります川端大臣に、こういう形での衆議院の採決についてまずどう思われるのか、国会議員としてでも、まずコメントをいただきたいと思いま

とはいって、特に中小規模の市町村においては相対的に職員数等の規模が小さく、官民を通じてまだまだ地域おこしのスペシャリストが育っていない実態があるところでございます。このような実情を踏まえて、国として一定の直接支援も必要と認識をしております。このため、地方ブロックごとの拠点機能として、全国八つの地域ブロックに地方連絡室を設置し、総合コンサルティング業務の一環として事務局職員等が各地域に赴き、現場の声を徹底的に聞き取り、地域の抱える課題に対するアドバイスを実施するなど、地域活性化向上の人材面からの支援を図ってきたところでございます。

○岡田広君 終わります。  
○委員長(芝博一君) 以上、岡田広君の質疑を終了いたします。

○浜田昌良君 次に、浜田昌良君。  
　　本日、委員会は当初、一時からでした。一時開  
半遅れたわけですが、その理由は、先ほど岡田委  
員からも御指摘ございましたように、衆議院の大  
会議がありまして川端大臣が御出席せざるを得

ことを、そういう意味では、こういう暴挙があつた際にはやすやすと野党は応じるものじゃないとうことは是非干こ名づけていきさきといふ最初に

○國務大臣(川端達夫君) 平成十七年の地域再生法制定時において、民主党は、より地域の自主性を高めるという観点から、特に地域再生基盤強化交付金について、額、内容共にもつとたくさんにするべきであるという観点から反対したものというふうに承知をいたしております。このため、民主党政権になりましてから、平成二十三年度から都道府県の投資事業を対象に、地方が自主的に事業を選択できる地域自主戦略交付金、いわゆる俗に言う一括交付金を別途創設をさせていただいたところでございます。

一方、この地域再生基盤強化交付金について、これまで地方からの要望に応じて、第二種漁港の追加とか浄化槽整備事業の補助対象の範囲拡大等、必要な制度の改善を逐次行ってまいりました。平成二十四年度については、六百十九億円の予算額に対しても、地方からは約六百二十九億円の予算要望があり、おむね要望を充足しているものと考えております。今回の改正に盛り込んだ地域再生に関する施策の提案制度も活用して、地方公共団体の意見を十分お聞きするとともに、活用状

況も踏まえて本交付金の制度の在り方について検討してまいりたいと思つております。

ています。その理由は、大臣もおつしやいました、この地域再生基盤強化交付金が余りにも少ないと、八百十億円じゃないかという理由を挙げておられます。これについては自公政権でその後増やして、最高一千四百億を超える額にしたと。

ところが、民主党政権になつて、何と平成二十四年では五百六十億以下になつていて、それは地域戦略、一括交付金があるかもしれません、これについては言つてることをやつていてこと全然違うじゃないかというのをまず指摘しておきたいと思います。そういう意味では、ほかの一括交付金もありますが、この予算は予算としてしっかりと拡充をお願いしたいと、まず一点言つておきたいと思います。

次に、構造改革特区法について、質問を移りました。これについては、まずお聞きしますが、今回、県から民間事業者による有料道路事業の運営について要請があつて、国交省から五月にも回答があつたと聞いています。第二十一次の構造改革特区再検討において、愛知県から民間事業者による有料道路事業の運営についてもこれ検討が進められており、その検討状況について両者からまず御答弁いただきたいと思います。

○國務大臣(川端達夫君) 御指摘のとおり、構造改革特区法について愛知県から民間事業者による有料道路事業について規制を緩和し、民間事業者が公共施設等運営権を取得するなどして有料道路事業の運営を実現したいとの提案がございました。

本提案について、規制所管官庁である国土交通省に對して検討要請を行いまして、後藤内閣府副大臣立会いの下、前田前国交大臣、大村愛知県知事による協議を実施する等して調整を行いました。平成二十四年五月の十八日に協議をしていました。

その結果、国土交通省から、民間事業者による

有料道路の運営の実現に向けて、愛知県からの具体的な事業スキーム等の提案を踏まえ、同県と速やかに協議し、平成二十五年五月を目途に結論を得るとの回答をいただき、平成二十四年八月二十日付けで構造改革特別区域推進本部において、これを対応方針として決定をさせていただきました。

現在、愛知県において事業スキーム等の検討を始めたところと承知しております。私としても、この状況を踏まえ、適切な規制改革がなされたいと思います。そういう意味では、ほかの一括交付金もありますが、この予算は予算としてまいりたいと思つております。

○副大臣(奥田建君) 今委員お尋ねの点は、三月に愛知県から提案、御相談を受けまして、そして、今大臣から報告のありました八月、正確には八月二十一日、愛知県の方で、今この検討スキームの検討会というものが開かれるようになります。国土交通省もその会議に参加させていただい

た。国土交通省もその会議に参加させていただい、また意見やあるいは御相談に乗つてのお答えをしようということであります。元々は、道路法の下での道路整備あるいは道路管理というものがありますけれども、借入金による有料道路政策、このことに民間の活力、ノウハウを活用できないかということを来た話であります。ただ、この有料道路には、通行料金の中に利潤を含まないという制限があるために、またどういう形でそういうふた民間参入というのができるかというのを検討させているところでございました。

以上です。

○浜田昌良君 本件については、PFI法の今回の改正が絡んでいるんですね。今回のPFI法で、いわゆる料金徴収によってそれを全部賄うとういうコンセッション方式というのが入るはずで、今日が参議院が実質最後の日ですから、今回は実現できないかもしれませんけれども、じやその対象にいわゆる上水とか下水だけじゃなくて道路も入れるべきだという話だつたんですが、これが除かれているんですよ。これが、本来であれば私は

道路は入れるべきだと。それ多分国交省は反対したんでしょう。

そのモデル事業として愛知県の事業が始まると、これをうまく奇貨として、五月までに国交省が結論出すんだから、ちゃんとこのコンセッショ方式で道路の微収主体に、いわゆる現在の道路整備法に限定された主体だけじゃなくて含められるように、ちゃんと含めて再出直しをして、PFI法を次の国会で議論されたいかがでしゃうか、後藤副大臣。

○副大臣(後藤斎君) 先生御指摘のとおり、予算関連法案は、PFI法の改正ということで、二月十四日が閣法の締切りだつたという物理的なことで、先ほど奥田副大臣からもお話をあつたよう

に、愛知県から正式に、私どもは二月の末にはおよその案は聞いておりましたけれども、正式には三月の上旬という、そこでタイムラグが少し生じたということ、先生御指摘のように、この運営権の対象にするには道路整備特別措置法の改正が必要になるということで、先ほど大臣もお答えをいたいたように、来年の五月には結論を得るということで、今国交省の方で愛知県と協議をしていただいているから、その協議をきつと見守つて、内閣府でできるだけ協力をしながら、結果が前に向けていけるよう最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 時間がないので終わりますが、我が党は防災・減災のために資金を重点的に投入、その資金というのは予算だけじゃない、民間資金もやっぱり活用していかざるを得ない。そういう意味ではこのコンセッション方式というような方式だと思います。それが今は法律で主体が限定されておりますので、来年五月を待つことなく、な

るべく国交省においても早めに検討していただきたいと思います。それが今は法律で主体が限定され

て、こういうことになれば道路のいろんな補修関係も民間資金を活用して前倒してできますし、景気対策にもなりますので、是非それを、まあこの国会は無理でしたけど、次の国会でしっかりと御

審議させていただきたいということを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長(笠博一君) 以上、浜田昌良君の質疑を終了いたします。

○はたともこ君 国民の生活が第一のはたともこでございます。

両法案に私はいずれも賛成でございます。

私は薬剤師でございますが、さらに漢方薬・生薬認定薬剤師でもございまして、大変すばらしい日本の伝統医学である漢方医学、漢方薬を日本の国家戦略、新成長戦略として日本と世界に推進、発展させていきたいと考えております。

○國務大臣(川端達夫君) お触れいただきました私の相談相手にもなつていただいております慶應義塾大学病院漢方医学センター副センター長で、先ほど奥田副大臣からもお話をあつたよう

に、愛知県から正式に、私どもは二月の末にはおよその案は聞いておりましたけれども、正式には三月の上旬という、そこでタイムラグが少し生じたということ、先生御指摘のように、この運営権の対象にするには道路整備特別措置法の改正が必要になるということで、先ほど大臣もお答えをいたいたように、来年の五月には結論を得るということで、今国交省の方で愛知県と協議をしていただいているから、その協議をきつと見守つて、内閣府でできるだけ協力をしながら、結果が前に向けていけるよう最大限の努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○浜田昌良君 時間がないので終わりますが、我が党は防災・減災のために資金を重点的に投入、その資金というのは予算だけじゃない、民間資金もやっぱり活用していかざるを得ない。そういう意味ではこのコンセッション方式というような方

式だと思います。それが今は法律で主体が限定され

て、こういうことになれば道路のいろんな補修関係も民間資金を活用して前倒してできますし、景

気対策にもなりますので、是非それを、まあこの国会は無理でしたけど、次の国会でしっかりと御

改めて、この日本の伝統的な漢方というものの、漢方というと何か中国のよう思いますけれども、伝統医学、日本のものということで、西洋医学とはまた違う独特的の自然治癒力を生かした部分

というところで大変、逆に西洋からも、欧米からも高い評価を受けているという御指摘はそのとおりだと思いますし、それを支える日本のベースがどんどん毀損されてきてるというのは深刻な事態であるという御指摘は私も共感するところでございました。

ざいます。

○はたともこ君

本日は時間がありませんので、兩法案が日本国内で漢方薬の原料となる生薬の栽培において機能する法律であるのかという観点から質問させていただきたいと思います。

配付資料は、本年六月三十日に開催されました日本東洋医学会緊急特別シンポジウムで講演され

た福島医大の佐橋先生の資料の一部でございまス。御承知のとおり、漢方薬の原料である生薬は中国産が大部分を占めているわけですが、中国国内でも需要が伸びており、また、中国がレアアース並みの戦略物資としていることなどもあって、近年値段が急騰をしております。日本でも最近特に漢方への関心、需要が高まっておりますので、漢方薬の原料である生薬の国内生産が緊急の課題として求められているところでございます。

日本国内の漢方薬メーカーが自ら日本国内で生薬を栽培しようとする場合、今回の構造改革特区法の適用が必要か、また、現在、日本国内で漢方薬メーカーが自ら生薬栽培を行っている事例があるのか、説明をしてください。

○政府参考人(奥原正明君)

企業による農業への参入につきましては、平成二十一年の農地法の改正で大幅な規制緩和が図られております。現在は、株式会社等の一般法人は全国どこでも農地を借りることによって農業に参入できるようになつたところでございます。したがいまして、漢方薬となる作物を生産することは可能でございます。

実際に、平成二十一年の改正農地法の施行後約二年たつておりますが、この間、新たに八百社以上のこところが農地を借りて農業を始めておりま

すし、この中には、北海道、福岡等におきましてこの生薬を生産している漢方薬のメーカーの事例も含まれているというふうに承知をしておりま

す。

て、渡辺賢治先生のこの本を広島県の湯崎英彦知

事にも読んでいただきましたところ、湯崎知事に

強く御賛同いただきまして、知事は、是非、広島県の中山間地域や耕作放棄地などで地域活性化のイノベーションを起こしていきたいとのお考えを示されました。

そこで、川端大臣伺います。

今回の地域再生法は、広島県が生薬栽培などを取り組む場合、活用できるものなのでしょうか。特定地域再生事業費補助金について併せて教えていただきたいと思います。

○国務大臣(川端達夫君)

特定地域再生制度は、いわゆる少子高齢化、人口減少への対応など、全國地域に共通する重要な政策課題について国が特定政策課題として設定して、その課題解決に取り組む地域を重点的に支援することによって全国共通の課題を解決に道筋を付けようとするという趣旨でございまして、こうした課題の解決に資する地域の取組を支援するということで、計画の策定・事業の実施に対して補助をする特定地域再生事業補助金五億円を用意しております。

このうち、事業の実施に対して補助をする特定

地域再生計画推進事業は、地方公共団体のほか、

NPOなどの非営利団体等を対象として、特定政

策課題の解決に資する事業で各省の補助対象とな

らないものについて支援を行うということです。

○政府参考人(外口崇君)

薬価についての御質問

でございますが、二年に一度の薬価改定の際に、

基本的に市場実勢価格で見直しをしているところ

でありますけれども、医療上の必要性が高く、

原料が高騰するなどの理由で薬価が生産コストな

どの原価を下回っている、いわゆる不採算品目については薬価の引上げを行っております。

このうち、薬価の引上げに於ける観点から、品目ごとに医療上の必要性や不採算の程度を勘案した上で実施することになりますが、今後とも、関係学会等の要望や生産コストなどを精査した上で、医薬品の安定供給が可能となるよう適正な算定に努めていきたいと考えております。

○はたともこ君

さらに、厚生労働省に伺います。

て、それに基づき採択するか否かを決定する予定でございます。

○はたともこ君

次に、厚生労働省伺います。

佐橋先生の資料にもありますように、漢方薬の原料である生薬を国内生産する場合の大きな課題がコストの問題です。現在、漢方薬の薬価は西洋薬と同等の基準で算定され、基本的に漢方薬の薬価は下がり続けており、コストの問題が壁となり国内の生薬栽培が進まないという現状がござります。

私は、漢方薬の薬価は西洋薬と比較しても圧倒的に安価なものですし、本来、膨大な開発コストの掛かる西洋薬とは別の概念の基準、コストパラス適正利潤で算定すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(外口崇君)

薬価についての御質問

でございますが、二年に一度の薬価改定の際に、

基本的に市場実勢価格で見直しをしているところ

でありますけれども、薬価もございましょうし、医

学教育といった各面がございます。いろいろ多岐にわたつていてるというのはござります。したがい

まして、私どもいたしましては、医学一般に関

するアプローチとこれは同様でございますけれども、関係部署がそれぞれ連携をして対応していく

必要がありますのであろうし、事実そのように対応して

ます。また、民間事業者が地域再生計画に基づく事業を行う場合には、必要な資金調達に対し

て、そのに基づき採択するか否かを決定する予定でございます。

○政府参考人(篠田幸昌君)

まず、漢方の位置付

けでございますけれども、私どもの認識といたし

て、我が国では広く使用されているといふ

こともございます。実際に、漢方を使用する医師

の方は全体の九割だというような調査結果もある

ところだらうというふ

うに考えております。

そこで、組織の対応でございますけれども、漢

方の推進に関する事項と申しますと、御案内のと

おり、研究開発でございますとか、あるいは流通

でございますとか、薬価もございましょうし、医

学教育といった各面がございます。いろいろ多岐にわたつていてるというのはござります。したがい

ます。また、民間事業者が地域再生計画に基づく事業を行う場合には、必要な資金調達に対し

て、そのに基づき採択するか否かを決定する予定でございます。

○政府参考人(篠田幸昌君)

まず、漢方の位置付

けでございますけれども、私どもの認識といたし

て、我が国では広く使用されているといふ

こともございます。実際に、漢方を使用する医師

の方は全体の九割だというような調査結果もある

ところだらうというふ

うに考えております。

そこで、組織の対応でございますけれども、漢

方の推進に関する事項と申しますと、御案内のと

おり、研究開発でございますとか、あるいは流通

でございますとか、薬価もございましょうし、医

学教育といった各面がございます。いろいろ多岐にわたつていてるというのはござります。したがい

ます。また、民間事業者が地域再生計画に基づく事業を行う場合には、必要な資金調達に対し

て、そのに基づき採択するか否かを決定する予定でございます。

○はたともこ君

時間ですので、最後に川端大臣

に伺いたいと思います。

私は、本年三月二十二日の本委員会で古川国家

戦略担当大臣に、日本の漢方医学の推進を是非我

が国の国家戦略、新成長戦略とすべきであると提

案をしたのですが、古川大臣は、自分は風邪を引

いたら葛根湯を飲むと言われるのみでございました。

厚生労働省については、お聞きのとおりでござ

ります。

○はたともこ君

時間ですので、最後に川端大臣

に伺いたいと思います。

私は、本年三月二十二日の本委員会で古川国家

戦略担当大臣に、日本の漢方医学の推進を是非我

が国の国家戦略、新成長戦略とすべきであると提

案をしたのですが、古川大臣は、自分は風邪を引

いたら葛根湯を飲むと言われるのみでございました。

厚生労働省については、お聞きのとおりでござ

ります。

○はたともこ君

私は広島県出身でございまし

方薬の原料である生薬の国内栽培を地域再生戦略の一つに位置付けていただき、さらには我が国の国家戦略、新成長戦略の一つにしていたい大臣の御見解を伺います。

○國務大臣(川端達夫君) 漢方医学の大変重要なそして評価の高いこと、そしてその原料である部分はしっかりと確保しなければならないということを超えて、これを、特に中山間地域を含めた部分で新しい産業として地域活性化に資するというアイデアは非常に私はいい考えだというふうに思います。その部分で、地域活性化担当という立場でいえば、そういう具体的な地域で頑張ってやりたいということに関しては積極的に支援していく対象になり得るものというふうに思っています。いろいろまた知恵を出して御努力いただきました。

これが再生戦略の大きな柱として位置付けるかどうかという御議論は、大変大事な視点がたくさんあると思いますので、私なりに受け止め、またいろんな機会に紹介もしてまいりたいというふうに思います。

○はたともこ君 よろしくお願いいたします。  
以上で終わります。ありがとうございます。

○委員長(芝博一君) 以上、はたともこ君の質疑を終了いたします。

○江口克彦君 みんなの党の江口克彦でございます。  
次に、江口克彦君。

最近のマスコミでも再三にわたつて、法案提出の約束を守れ、あるいはまた出先機関改革を頓挫させるな、首相は約束を守れと、かなり厳しい報道をいたしておりますが、出先機関の法案はいつ国会に提出されるのか、お伺いをしたい。

会期を大幅に延長しておきながら、いまだに法案提出に至っていないことがあります。仮に今ごろ提出しても、今国会での法案成立は到底不可能であると言えるわけであります。野田内閣というのは本気で出先機関改革をやる気があるんですか。全くやる気を感じられないんですけど

も、大臣、お答えいただけますか。

○國務大臣(川端達夫君) 外目にそういうふうに見えなかつたとしたら、私の発信力が悪かつたのかもしれません。懸命な努力を私なりにやつてまいりました。

いろいろと、私、就任でちょうどほぼ一年たつますけれども、引き継いだときの状況、各省の調整は相当困難を極めておりました。検討、論点整理をしたいので、論点を整理して検討してくださいと省庁に投げたら、そういうものをしてくださいと省庁に投げたら、そういうものをしてくださいとの検討依頼の紙を受け取らないというようになな、最近受け取らないというのがはやつてしまふけれども、というところから始まりました。そういう中を丁寧に議論を尽くしてやる中で、おおむね政府としての調整は終わりました。

そういう中で、与党民主党の地域主権調査会で

議論をいただいて、最後まとめるという段階に今入っておりますが、地域主権調査会からは、特に市町村の御理解が不十分な部分と御懸念があると、そして、そこを丁寧にするようについておおむね政府としての調整は終わりました。

○國務大臣(川端達夫君) 当初から、この通常国會でということを自途にということで、最大限の努力ということでありましたが、現状において、最後の最後の段階であります、今委員御指摘のよう、この部分はぎりぎり間に合わない可能性は十分ありますので、次期国会には必ず出したいと思っております。

○江口克彦君 今回の地域再生法改正案と構造改

革特区法改正案はいずれも中央主導の制度構造を

温存するものであるわけで、中央主導の制度改正

を繰り返すのではなくて、地方に権限と財源とい

うものを大幅に移管することこそが眞の地域活性

化の実現に資するのではないだろうかというふうに思うんですけれども、大臣はこの点についてどうお考えですか。

○國務大臣(川端達夫君) 御趣旨の理念は、私も何の異存もございません。そういう中で、今回のこの地域再生法のいわゆる地域再生制度というのは、国の制度を温存するということではなくて、地域の再生につながる地域の自主的なあるいは自立的な取組を応援するという仕組みでありますので、そういう部分では、何か國のものを押し付けていることではないという部分は御理解をいただきたく思いますし、権限と財源を移譲すると

いう意味では、この地域主権改革の中ではまず義務付け・枠付けの見直しということで、一次、二

さないんですか、いつ出すんですか。

○國務大臣(川端達夫君) 可能な限り早い時期に出すことで、今精力的にやつているところです。

○江口克彦君 あのね、可能な限りという答えはやめてほしいんですよ。できるだけ早くとか、慎重に検討してから結果を出す、可能な限りなんですか。可能な限りというのはいつを想定されておられるんですか、大臣は。

○國務大臣(川端達夫君) それと同時に、補助金の一括交付金化について

は、二十三年度から地域自主戦略交付金を創設し

て、二十四年度は拡充をさせてきていたいたと

います。

○江口克彦君 中央主導の形というのをもうやめ飛んでしまいますよ。可能な限りというのはいつなんですか。可能な限りというのはいつを想定されておられるんですか、大臣は。

○國務大臣(川端達夫君) それと同時に、補助金の一括交付金化について

は、二十三年度から地域自主戦略交付金を創設し

て、二十四年度は拡充をさせてきていたいたと

います。

地域戦略の大綱を決めて、その中に書いてある部分はまさに着実に、丁寧に進めてまいりました。国と地方の協議の場も全くもう法的に制度化いたしましたから、これは地方自治体の皆さんも、国としっかりと対等の立場で協議できて物事が決まっていく場ができたということで評価を高くしていただいているところでありますし、あるいは戦略交付金も、僅かな金をとおつしやいますが、その部分はやっぱりいろんな流れの中で大きなスタートを切らせていただいたというふうに思っております。

義務付け・権付け、一次、二次、そして三次、今まで出ていました。これに対する評価も、地味ではあります、着実に地方の自主性が広まっているという部分でしっかりと我々としてはやってきているつもりでありますし、これらもやっていく所存でございます。

○江口克彦君 着実、丁寧ということ、また抽象的な言葉を使われますけど、着実、丁寧という言葉を使われるというのは、何もやらないと、やつてないというのそういう表明だというふうに解釈を私はいたしまして、私の質問を終わりました。

○委員長(芝博一君) 以上、江口克彦君の質疑を終了いたします。  
次に、糸数慶子君。

○糸数慶子君 無所属の糸数慶子です。よろしくお願ひいたします。

まず初めに、構造改革特区法について、一点目にカジノによる地域活性化の可否についてお伺いをしたいと思います。

カジノを構造改革特区制度あるいは総合特区制度で実施しようとする動きが各地で見られましたが、いずれもそれぞれの制度になじまないということで実現されませんでした。一方、いわゆるカジノ議連が今、国会の中ではカジノ特区のための法案を立案しつつあるようとして、カジノの効果として観光振興あるいは東日本大震災の復興

や地方自治体の財政再建を掲げております。たゞ、カジノが地域社会特に教育環境、治安に与える悪影響も懸念されておりまして、カジノ誘致の結果が地域振興ではなく地域の荒廃につながっては元も子もないというふうに思います。たゞ、地域活性化担当の川端大臣としては、地域活性化、地域振興にカジノを導入することをどのように考えていらっしゃるのか、特に沖縄へのカジノの導入をどのように考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

○國務大臣(川端達夫君) カジノ特区につきましては、様々な方面で地域活性化あるいは観光振興の部分で議論がなされておることは承知しておりますし、同時に、カジノを実際やるということに当たっては様々な問題があるのでないかという議論も当然ながらいろいろあります。

ただ、今の大臣の御答弁を伺いまして、やはり地域の活性化、とりわけ沖縄の観光、そういうことに対しては、今のその発言を伺いまして、これが地域振興に即つながることでもなく、それから観光振興にもつながらないということを伺いました、ほつとしております。この問題は国民を含めた徹底的な議論が必要だというふうに思いますので、今後とも慎重に取り組んでいただくようよろしくお願いしたいと思います。

○國務大臣(川端達夫君) 御指摘のように、どぶろく特区、ワイン特区が非常に多いというのに見て、ほつとしております。この問題は国民を含めた徹底的な議論が必要だというふうに思いますので、今後とも慎重に取り組んでいただくようよろしくお願いしたいと思います。

○糸数慶子君 組織等の関与のほか、少年の健全育成への悪影響が懸念される等の理由により、特区制度におけるカジノの実施は認められないというのが今までの経過でございます。

いずれにせよ、カジノ特区を実現するといふとの議論になりますと、今の法の問題と同時に、国民の十分な理解を得ることが前提として、ふさわしい立法の在り方、治安面の対策などの点について十分議論をして整理をしなければならないと聞いております。カジノの実施は認められないというふうに考えておりまして、沖縄の件についても同様の事柄について十分に議論していくべきものであろうというふうに思っております。

○糸数慶子君 ありがとうございました。  
御承知のように、今の沖縄の状況でございますが、ただでさえ県民を取り巻く環境は良好とは言えません。後を絶たない米軍人軍属による犯罪、それから児童買春禁止法や青少年保護育成条例違反者の続発等、私たちの周りでは未成年を取り巻く、巻き込んだ事件が相次いで起こっています。これ以上の環境悪化は御免だというのが県民の常識だというふうに思います。しかし、この常識は残念ながらまだに共通認識には至っていないわけで、復帰後も時折カジノ導入は沖縄観光の振興の名目で噴出してまいりました。

ただ、今の大臣の御答弁を伺いまして、やはり地域の活性化、とりわけ沖縄の観光、そういうことに対しては、今のその発言を伺いまして、これが地域振興に即つながることでもなく、それから観光振興にもつながらないということを伺いました、ほつとしております。この問題は国民を含めた徹底的な議論が必要だというふうに思いますので、今後とも慎重に取り組んでいただくようよろしくお願いしたいと思います。

○國務大臣(川端達夫君) 御指摘のように、どぶろく特区、ワイン特区が非常に多いというのに見て、ほつとしております。この問題は国民を含めた徹底的な議論が必要だというふうに思いますので、今後とも慎重に取り組んでいただくようよろしくお願いしたいと思います。

○糸数慶子君 次に、地域再生法についてであります。今回、少子高齢化、人口減少対応や環境制約等の特定政策課題に対応する特定地域再生制度が導入されます。しかし、政府の資料には、特定の政策課題に対応する本来の制度が整備された













(施行期日)  
(附 則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の日前にこの法律による改正前の構造改革特別区域法(以下「旧法」という。)第二十八条の二第二項の規定により読み替えられた酒税法(昭和二十八年法律第六号)第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲を旧法第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件は、この法律による改正後の構造改革特別区域法(以下「新法」という。)第二十八条の二第二項の規定により読み替えられた酒税法第十一条第一項の規定により付された製造する酒類の範囲をそれぞれ新法第二十八条の二第一項第一号に掲げる酒類又は同項第二号に掲げる酒類に限る旨の条件とみなす。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。  
(総合特別区域法及び東日本大震災復興特別区域法の一部改正)

第四条 次に掲げる法律の規定中「水利使用」の下に「構造改革特別区域法(平成十四年法律第八十九号)第三十一条第七項に規定する特定発電水利使用及び」を加える。

一 総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一条)第五十二条  
二 東日本大震災復興特別区域法(平成二十三年法律第二百二十二条)第三十二条



平成二十四年九月五日印刷

平成二十四年九月六日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

D